

2012年度基準改定 「認定・審査の手順と方法」の変更点

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)
www.jabee.org

注意：「認定・審査の手順と方法」の変更内容は、旧基準／新基準共通に適用されるものが多いが、新基準のみに適用されるものもある。本資料では、新基準のみに適用される項目については【新基準】と表示している。

■ 主要な変更点一覧

1. 学士課程／修士課程の認定審査ルール共通化 【新基準】
2. 認定継続審査の実施時期に関する記述の変更
3. 中間審査の実施年度及び回数
4. 認定可否判定方法の変更 【新基準】
5. 実地審査の効率化と負荷低減のための変更
6. その他の変更

■ 学士課程用／修士課程用の文書統一【新基準】

- ✓ 従来「認定・審査の手順と方法」は学士課程用と修士課程用に分かれていたが、共通文書とした。

■ 再審査に関する共通化

- ✓ 従来、再審査の申請が可能なケースが学士課程プログラムと修士課程プログラムで異なっていたが、これを同一（学士課程に合わせる）とした。

| | 従来 | 2012年度以降 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 学士課程プログラム で再審査の申請が可能なケース | 認定継続審査、変更時審査で「欠陥」ありと判定された | 認定継続審査、変更時審査で「欠陥」ありと判定された |
| 修士課程プログラム で再審査の申請が可能なケース | 新規審査、認定継続審査、中間審査、変更時審査で「欠陥」ありと判定された | （従来の学士課程プログラムの場合と同じ） |

■ 認定継続審査の申請(実施)可能年度の変更

✓ 従来：

認定を継続するためには、認定有効最終年度の**翌年度内**に認定継続審査を受けなければならない。



✓ 2011年度以降（すでに実施済）

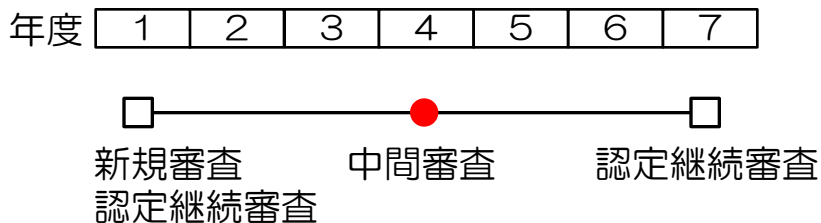
認定を継続するためには、認定有効最終年度の**翌年度までに**認定継続審査を受けなければならない。

※すなわち、認定有効期間内に認定継続審査を受けることが可能となり、同一校の複数プログラムの審査実施時期を同一年度に調整して、同日審査とすることが容易となる。

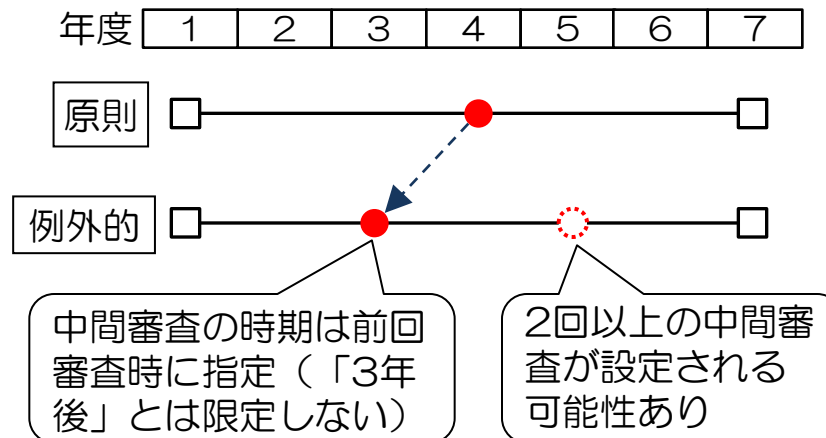
中間審査の実施年度及び回数

■ 中間審査に関する変更内容

従来 (中間審査がある場合)



2012年度以降 (中間審査がある場合)



■ 留意事項

- ✓ 原則的には従来からのルール(下記)を継続する。
 - 中間審査は前回審査から3年後
 - 中間審査は次回認定継続審査までの間に1回
- ✓ 中間審査項目の確認を3年後に行うことが適当でない特別な事情がある場合は、例外的に異なった時期や回数を設定することを可能とした。

■ 認定可否判定方法に関する変更内容

✓ 従来：

点検項目（審査項目）に一つでも「欠陥」があると判定されたプログラムは、「不認定」と判定する。

✓ 2012年度以降（新基準）：

- 基準1～4のそれぞれに「点検大項目」を設ける。
- 基準1～4に対応する点検項目の点検結果から、それぞれの基準（1～4）ごとに総合的判断を行って、対応する点検大項目を判定する。
- 点検大項目のうち、一つでも「欠陥」があると判定されたプログラムは、「不認定」と判定し、一つでも「弱点」があると判定されたプログラムは、認定期間を短縮して、中間審査を設定する。

※中間審査の場合は、審査対象の点検項目の点検結果を基に点検大項目の判定が行われる。

| 番号 | 点検項目 | 結果 | 根拠・指摘事項 |
|--------|---|--------------------------|---------|
| 1 | 基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開 | <input type="checkbox"/> | |
| 1(1) | プログラムが育成しようとする自立した技術者像が.....周知されていること。 | | |
| 1(2) | プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、.....考慮されていること。 | | |
| 2 | 基準 2 教育手段 | <input type="checkbox"/> | |
| 2.1 | 2.1 教育課程の設計 | | |
| 2.1(1) | 学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、.....事項を満たすこと。 | | |
| 2.1(2) | カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書.....示されていること。 | | |
| 2.2 | 2.2 学習・教育の実施 | | |
| 2.2(1) | シラバスに基づいて教育が行われていること。 | | |
| 2.2(2) | 学生の主体的な学習を促し、.....取り組みが行われていること。 | | |
| 2.2(3) | 学生自身にもプログラムの.....学習に反映させていること。 | | |
| 2.3 | 2.3 教育組織 | | |
| 2.3(1) | カリキュラムを適切な教育方法に.....教員と教育支援体制が存在していること。 | | |
| 2.3(2) | カリキュラムに設定された.....活動が行われていること。 | | |
| 2.3(3) | 教員の質的向上を図る取り組み.....活動が行われていること。 | | |
| 2.3(4) | 教員の教育活動を評価する仕組み.....活動が行われていること。 | | |
| 2.4 | 2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法 | | |
| 2.4(1) | プログラムの学習・教育到達目標を.....選抜が行われていること。 | | |
| 2.4(2) | プログラム履修生を共通教育等の.....履修生の決定が行われていること。 | | |
| 2.4(3) | 学生をプログラム履修生として.....履修生の編入が行われていること。 | | |
| 2.4(4) | 学内の他のプログラムとの間の.....履修生の異動が行われていること。 | | |
| 2.5 | 2.5 教育環境・学生支援 | | |
| 2.5(1) | プログラムの学習・教育到達目標を.....財源確保への取り組みが行われていること。 | | |
| 2.5(2) | 教育環境及び学習支援に関して、.....活動が行われていること。 | | |

基準1の各点検項目 の点検結果を総合的に判断して基準1の点検大項目 の判定を行う

基準2の各点検項目 の点検結果を総合的に判断して基準2の点検大項目 の判定を行う

注意：
本審査報告書の書式は、今後変更される可能性があります。

| 番号 | 点検項目 | 結 | 根拠・指摘事項 |
|--------|---------------------------------------|--------------------------|---------|
| 3 | 基準3 学習・教育到達目標の達成 | <input type="checkbox"/> | |
| 3(1) | シラバスに定められた評価方法と.....達成度が評価されていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 3(2) | 学生が他の高等教育機関等で.....単位認定が行われていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 3(3) | プログラムの各学習・教育到達目標に.....評価が行われていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 3(4) | 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 3(5) | 修了生がプログラムの学習・教育到達目標を....内容を身につけていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 4 | 基準4 教育改善 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.1 | 4.1 教育点検 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.1(1) | 学習・教育到達目標の達成状況に.....活動が行われていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.1(2) | その仕組みは、社会の要求や.....構成されていること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.1(3) | その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を.....教員が閲覧できること。 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.2 | 4.2 継続的改善 | <input type="checkbox"/> | |
| 4.2 | 教育点検の結果に基づき、.....活動が行われていること。 | <input type="checkbox"/> | |

基準3の各点検項目 の点検結果を総合的に判断して基準3の点検大項目 の判定を行う

基準4の各点検項目 の点検結果を総合的に判断して基準4の点検大項目 の判定を行う



- 基準1、2、3、4の点検大項目の判定結果に「欠陥」(D)が含まれる場合、そのプログラムは不認定と判定する。
- 基準1、2、3、4の点検大項目の判定結果に「弱点」(W)が含まれる場合、認定期間を短縮し、中間審査を設定する。

- 自己点検書の点検結果に基づき、実地審査項目を取捨選択することが基本であり、一律な実地審査項目の実施を求めることはしない。
※従来からの考え方であるが、今回、より明確に記載。
- 自己点検書と補足資料のみで判断できる項目の確認と実地審査項目決定の具体的手順をルール化し、同時にプログラム点検書の名称／内容を変更。
 - ・プログラム点検書（その1）
⇒ プログラム点検書（実地審査前）【名称／内容変更】
 - ・プログラム点検書（その2）
⇒ プログラム点検書（実地審査最終面談時）【名称変更】
- 実地審査項目決定のための手助けとして、基準項目ごとに確認手段の目安を記した表を「審査の手引き」に掲載する。

- 実地審査日程の短縮を図り、極力1泊2日とするように努める（従来は原則2泊3日）。
 - ✓ 1泊2日の日程で実地審査を行うためには、以下のような条件が必要であり、自己点検書と補足資料による審査の途中で判断する（実地審査日程の短縮を判断するタイミングは「認定・審査の手順と方法」に記載）。
 - 交通の便等の問題が少なく、審査員が初日の比較的早い時間帯に集合できること。
 - 自己点検書の記述が的確であり、実地審査で確認すべき事項が絞られていること。
 - 審査の効率的実施に対する受審プログラムの理解と協力が得られること。
 - ✓ 実地審査日程の短縮に向けて、ポイントを押さえた効率的で的確な審査が行える審査員の一層の質向上に努める。

■ 自己点検書受け取り～実地審査までの手順概要

- ① 審査チームは自己点検書の内容を精査し、プログラム点検書（実地審査前）の「未確認事項と手配依頼」シートを作成。
- ② 審査長は①に基づき、依頼する事項を取りまとめて、プログラム運営組織に送付。
【この時点で、1泊2日に短縮できるかどうかの1回目の判断を実施】
- ③ プログラム運営組織は「プログラムからの返答書」シートへ記入して審査長へ返送するとともに、補足資料を必要な時期までに準備して審査長へ送付。
- ④ 審査チームは「プログラムからの返答書」及び補足資料に基づき「実地審査計画書」シートを完成させ、日程を確定して審査員、審査チーム派遣機関に通知。
【この時点で、1泊2日に短縮できるかどうかの最終判断を実施】
- ⑤ 審査長は「実地審査計画書」をもとに「実地審査スケジュール表」を作成し、プログラム運営組織及び審査員に確認をとった上で、実地審査スケジュールを確定。

- 一部の記載項目を「技術者教育認定に関わる基本的枠組」に移動。 【新基準】
 - ✓ 目的、基本方針、用語の解説の一部
- 審査チームとプログラム運営組織の連絡は文書、Faxに加えて電子メールも可と明記。
- 1プログラムから複数分野での認定申請が出された場合の記述を、他の文書に移動。
 - ✓ 当該事項は「認定申請にあたっての留意点」に記載。
 - ✓ 内容によっては個別のケースごとに対応。